

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

氏名 株式会社有田屋 代表取締役 佐藤 彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 堀江 淳



許可の年月日 平成28年11月 7日

許可の有効年月日 平成33年11月 6日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物

- ・金属くず（自動車等破砕物を除く。）
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードに限る。）

以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

(以下、裏面記載)

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年11月 7日 当初許可

平成 8年11月 7日 更新許可

平成 8年11月22日 事業範囲の変更許可（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石膏ボード）の積替え保管施設を追加したこと。）

平成13年11月 7日 更新許可

平成18年11月 7日 更新許可

平成23年11月 7日 更新許可

平成24年 9月12日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃酸、廃アルカリを追加したこと。）

平成28年11月 7日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

(以下、2枚目記載)

盛岡市
環境部
資源管理課

別表（積替え・保管施設の概要）

【選別施設の概要】

設置場所	保管面積 (㎡)	構造
岩手県北上市上鬼柳5地割 35番1	216	屋外分別ヤード
岩手県北上市上鬼柳5地割 35番1	160	建物内分別ヤード

【保管施設の概要】

設置場所	保管面積 (㎡)	産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (m ³)	積み上げることができる高さ (m)
岩手県北上市 上鬼柳5地割 35番1	103	金属くず	121	3.25
	50	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)	24	(建屋内)

以下余白

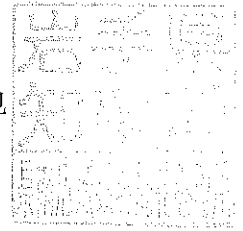
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

氏名 株式会社有田屋 代表取締役 佐藤 彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成28年11月7日

許可の有効年月日 平成33年11月6日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮梱包処理)

- 取扱う産業廃棄物
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず

以下余白

(2) 中間処理 (焼却処理)

- 取扱う産業廃棄物
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず (医療関係機関から排出されるものに限る。)
- ・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず

以下余白

(3) 中間処理 (選別処理)

- 取扱う産業廃棄物
- ・金属くず

以下余白

(4) 中間処理 (破碎処理)

- 取扱う産業廃棄物
- ・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(5) 中間処理 (破碎・固形化処理)

- 取扱う産業廃棄物
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず

以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

(以下、裏面記載)

(1) 圧縮梱包施設

ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割35番1
イ 設置年月日 平成10年5月25日
ウ 処理能力 5t/日
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

(2) 焼却施設Ⅰ

ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割35番1
イ 設置年月日 平成元年1月31日
ウ 処理能力 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ
1.5t/日 (0.188t/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

(3) 焼却施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県北上市稲瀬町福田地56番2
イ 設置年月日 平成5年1月22日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 6.552t/日 (273kg/時間)
ゴムくず (医療関係機関から排出されるものに限る。) 8.184t/日 (341kg/時間)
木くず 16.32t/日 (680kg/時間)
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
-10t/日 (-10t/時間)

エ 設置許可年月日 平成24年8月1日
オ 設置許可番号 第212005-1号

(4) 選別施設

ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地35番1
イ 設置年月日 平成8年10月14日
ウ 処理能力 138.4m³/日 (17.3m³/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)

(5) 破碎施設

ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割56番
イ 設置年月日 平成8年10月14日
ウ 処理能力 236.8t/日 (29.6t/時間)
エ 設置許可年月日 平成23年2月25日
オ 設置許可番号 資循第24-1号
カ 保管施設 別表のとおり

(6) 破碎・固形化施設

ア 設置場所 岩手県北上市上鬼柳5地割37番1、54番
イ 設置年月日 平成10年9月19日
ウ 処理能力 1.5t/時間
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年11月 7日 当初許可

平成 8年11月 7日 更新許可

平成 8年11月22日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (破碎処理、選別処理) を追加したこと。)

平成 9年 3月 5日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に中間処理 (乾燥処理) を追加したこと。)

平成10年 9月 1日 変更届出書受理 (岩手県北上市鬼柳町字上鬼柳5地割35番1の

(以下、2枚目記載)

焼却施設で焼却する産業廃棄物の種類から、廃プラスチック類を除いたこと。)

平成10年10月9日 事業範囲の変更許可(中間処理(破碎・固形化处理)を追加したこと。)

平成10年12月24日 変更届出書受理(岩手県北上市稲瀬町字福田地6番2の焼却施設を廃止したこと。)

平成13年3月12日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に中間処理(圧縮梱包)を追加したこと。)

平成13年8月20日 変更届出書受理(保管施設を変更したこと。)

平成13年11月7日 更新許可

平成13年12月4日 変更届出書受理(焼却炉1基を廃止したこと。)

平成15年7月23日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に廃プラスチック類、ゴムくず(医療関係機関から排出されるものに限る。)の中間処理(焼却処理)を追加したこと。)

平成15年7月23日 変更届出書受理(事業の範囲から金属くずの中間処理(焼却処理)を削除したこと。)

平成17年4月27日 変更届出書受理(保管施設を変更したこと。)

平成17年4月27日 事業範囲の変更許可(廃プラスチック類の中間処理(焼却処理)に係る「医療関係機関から排出されるものに限る。」とする限定を解除したこと。)

平成18年11月7日 更新許可

平成23年5月27日 変更届出書受理(破碎施設に係る処理能力及び保管施設の概要を変更したこと。)

平成23年10月25日 変更届出書受理(破碎施設に係る保管施設の概要を変更したこと。)

平成23年11月7日 更新許可

平成23年12月15日 変更届出書受理(事業の用に供する施設の設置場所の地番を変更したこと。)

平成24年9月5日 変更届出書受理
 (1) 焼却施設Ⅱに係る処理能力及び保管施設の概要を変更したこと。
 (2) 焼却施設Ⅱに係る設置許可年月日及び設置許可番号を変更したこと。

平成24年10月24日 事業範囲の変更許可(中間処理(焼却処理)で取り扱う産業廃棄物の種類に、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの品目を追加したこと。)

平成27年4月14日 変更届出書受理
 (1) 事業の範囲から汚泥、動物のふん尿の中間処理(乾燥処理)を削除したこと。
 (2) 事業の用に供するすべての施設から乾燥施設を削除したこと。
 (3) 乾燥施設に係る保管施設を削除したこと。

平成27年9月17日 変更届出書受理(焼却施設Ⅱに係る保管施設の概要を変更したこと。)

平成28年11月7日 更新許可

平成29年3月27日 変更届出書受理
 (1) 選別施設の構造を変更したこと。
 (2) 選別施設の処理能力を変更したこと。

平成29年11月6日 変更届出書受理(焼却施設Ⅱに係る保管施設の概要を変更したこと。)

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

(以下、裏面記載)

別表（保管施設の概要）

保管施設Ⅰ（圧縮梱包施設に関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割35番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	68.2	243	36.45	建屋内
	紙くず	—	13.68	16	3.2	屋外、容器保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	31.5	94.5	39.6	建屋内
	紙くず	—	31.5	94.5	39.6	建屋内

保管施設Ⅱ（焼却施設Ⅰ及び破碎・固形化施設に関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割35番1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管面積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類（圧縮）	—	37	16	—	分別ヤード、建屋内
廃プラスチック類（固形化）	—	18	8	—	分別ヤード、建屋内
紙くず	—	29	16	—	分別ヤード、建屋内
廃プラスチック類	—	31.5	94.5	—	圧縮梱包品建屋、建屋内
紙くず	—	31.5	94.5	—	圧縮梱包品建屋、建屋内

保管施設Ⅲ（焼却施設Ⅰに関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割34番3

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管面積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
木くず、繊維くず	—	100	125	—	焼却ドーム、建屋内

（以下、3枚目記載）

保管施設Ⅳ（焼却施設Ⅱに関するもの）

所在地：岩手県北上市稲瀬町福田地56番2

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類、ゴムくず（医療関係機関から排出されるものに限る。）	—	10.9	10.9	—	屋内、容器保管
	廃プラスチック類	—	6.688	8.0256	—	コンテナ
	木くず	—	6.688	8.0256	—	コンテナ
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	8.0	14.4	—	屋内保管
処分後の保管	燃え殻	—	6.688	8.36	—	コンテナ
	ばいじん	—	6.688	8.36	—	コンテナ

保管施設Ⅴ（破碎施設に関するもの）

所在地：岩手県北上市上鬼柳5地割56番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	① ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類	3.8	263.5	414.52	—	屋外保管
	② ガラスくず、コンクリートくず、がれき類	2.5	150	125	—	屋外保管
処分後の保管	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類	2.3	132	101.2	—	屋外保管

以下余白

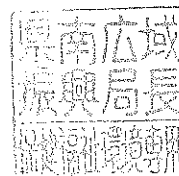
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

氏名 株式会社有田屋 代表取締役 佐藤 彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 細川 倫史



許可の年月日 平成30年12月27日

許可の有効年月日 平成35年12月26日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(以下、裏面記載)

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年12月27日 当初許可

平成10年12月27日 更新許可

平成15年12月27日 更新許可

平成20年12月27日 更新許可

平成24年 9月12日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもと）を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なもの）を追加したこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの）を追加したこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの）を追加したこと。
- (6) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの）を追加したこと。

平成25年12月27日 更新許可

平成30年12月27日 更新許可

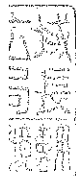
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

（以下、2枚目記載）

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



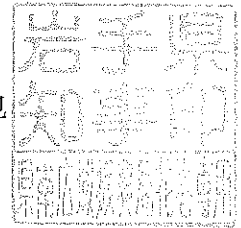
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

氏名 株式会社有田屋 代表取締役 佐藤 彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成26年 8月 3日

許可の有効年月日 平成31年 8月 2日

1. 事業の範囲

中間処理（焼却処理）

取扱う特別管理産業廃棄物

・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）

・感染性産業廃棄物

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所 岩手県北上市稲瀬町福田地56番2

イ 設置年月日 平成5年1月22日

ウ 処理能力 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）

6.432t/日（268kg/時間）

感染性産業廃棄物

8.64t/日（360kg/時間）

エ 設置許可年月日 平成24年8月1日

オ 設置許可番号 第212005-1号

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 8月 3日 当初許可

平成16年 8月 3日 更新許可

平成16年 9月29日 変更届出書受理（焼却施設の処理能力及び廃棄物の保管施設を変更したこと。）

平成21年 8月 3日 更新許可

平成24年 9月 5日 変更届出書受理

(1) 焼却施設に係る処理能力及び保管施設の概要を変更したこと。

(2) 焼却施設に係る設置許可年月日及び設置許可番号を変更したこと。

平成26年 8月 3日 更新許可

平成26年11月14日 変更届出書受理（焼却施設に係る保管施設の概要を変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成27年 9月17日 変更届出書受理 (焼却施設に係る保管施設の概要を変更したこと。)
平成29年11月 9日 変更届出書受理 (焼却施設に係る保管施設の概要を変更したこと。)
以下余白

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県北上市稲瀬町福田地56番2

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための 保管	感染性廃棄物	—	28.25	67.11	—	—
処分後の保管	燃え殻	—	6.688	8.36	—	コンテナ
	ばいじん	—	6.688	8.36	—	コンテナ

以下余白